

北海道駒ヶ岳の噴火警戒レベルを 2 へ引上げ

本日（2 日）07 時 30 分に北海道駒ヶ岳の噴火警戒レベルを 2（火口周辺規制）に引き上げました。

概要や警戒事項等を別添のとおりお知らせいたします。

問合せ先：地震火山部 火山監視課 安藤、飯野

電話 03-6758-3900 （内線 5184、5211）

北海道駒ヶ岳の噴火警戒レベルを2へ引上げ

情報発表時刻 (発表官署)	令和8年10月2日07時30分 (札幌管区気象台)
情報種別	噴火警報(火口周辺)
噴火警戒レベル	1(活火山であることに留意)から2(火口 周辺規制)に引上げ
火山活動の状況	北海道駒ヶ岳では、2日0時頃から山頂 火口原方向が上がる傾斜変動が見られ る中、山頂火口原浅部を震源とする火 山性地震が増加しています。

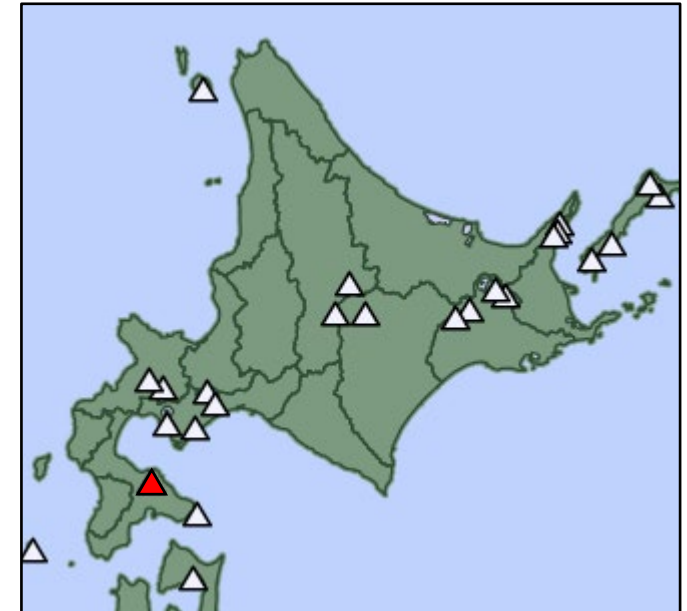
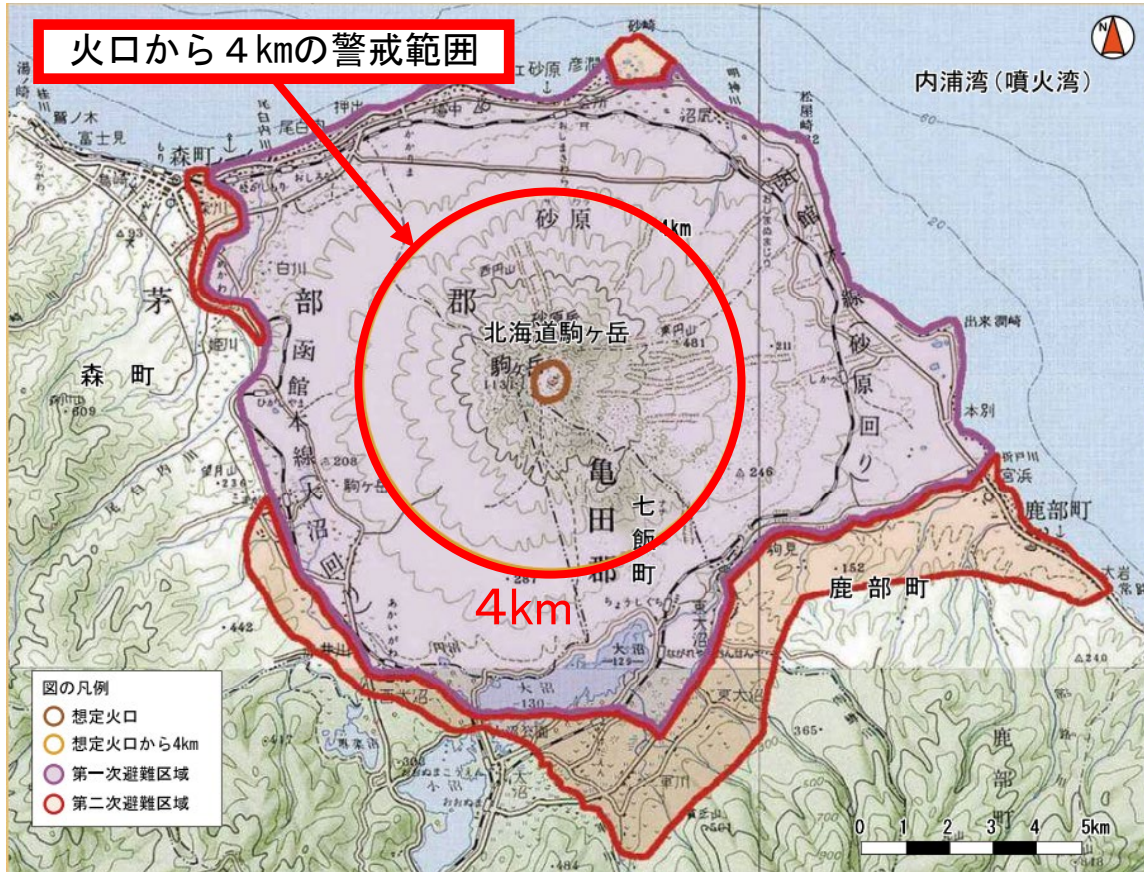
防災上の警戒事項

- 火口から概ね4kmの範囲では、噴火に伴い弾道を描いて飛散する大きな噴石に警戒してください。
- 地元自治体等の指示に従って危険な地域には立ち入らないでください。
- 風下側では、火山灰だけでなく小さな噴石が遠方まで風に流されて降るおそれがあるため注意してください。

北海道駒ヶ岳の位置および警戒範囲

北海道駒ヶ岳 噴火警戒レベルに対応した警戒範囲および防災対応

火山の位置



北海道駒ヶ岳(ほっかいどうこまがたけ)
Hokkaido-Komagatake

北緯42° 03′ 48″
東経140° 40′ 38″
標高1,131m
(剣ヶ峰)(標高点)

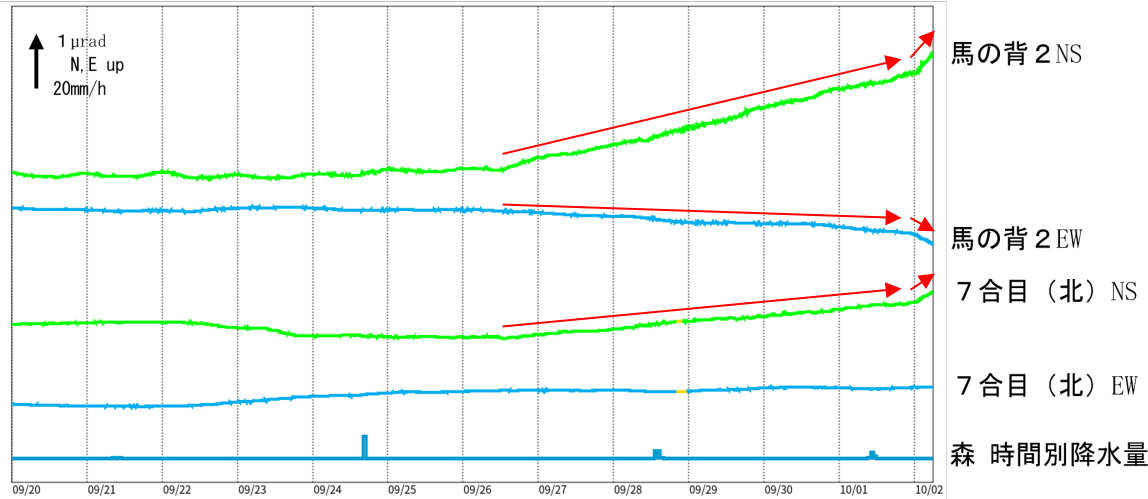
警報・予報	噴火警戒レベル(キーワード)	必要な防災対応
噴火警報	5 (避難)	居住地域で避難(状況に応じて、第一次避難区域の避難、第二次避難区域の避難、第三次避難区域※の避難を実施) ※第三次避難区域は、大噴火が発生した際に上空の風向きに応じて、第二次避難区域のさらに風下側に設定される。
	4 (高齢者等避難)	居住地域で高齢者等避難
火口周辺警報	3 (入山規制)	想定火口から4km以内の入山規制
	2 (火口周辺規制)	火口周辺への入山規制 ※規制範囲は火山活動の状況による
噴火予報	1 (活火山であることに留意)	状況に応じ、火口内や火口近傍への入山規制

■北海道駒ヶ岳の噴火警戒レベルは、地元自治体等と調整して作成しました。

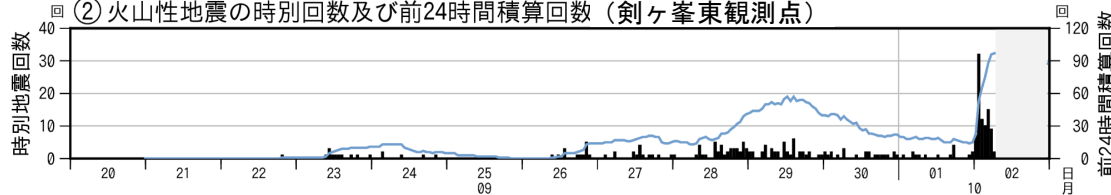
■北海道駒ヶ岳では夏季を除き、火口周辺4km以内の入山規制(入山規制)が行われています。
※詳細は地元自治体等にお問い合わせください。

北海道駒ヶ岳の活動状況

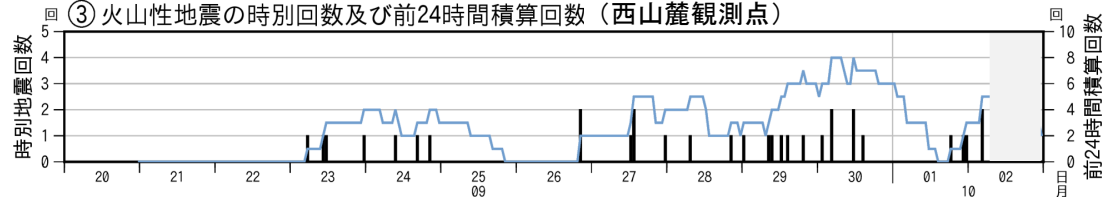
① 傾斜計の推移（分値）



② 火山性地震の特別回数及び前24時間積算回数（剣ヶ峰東観測点）



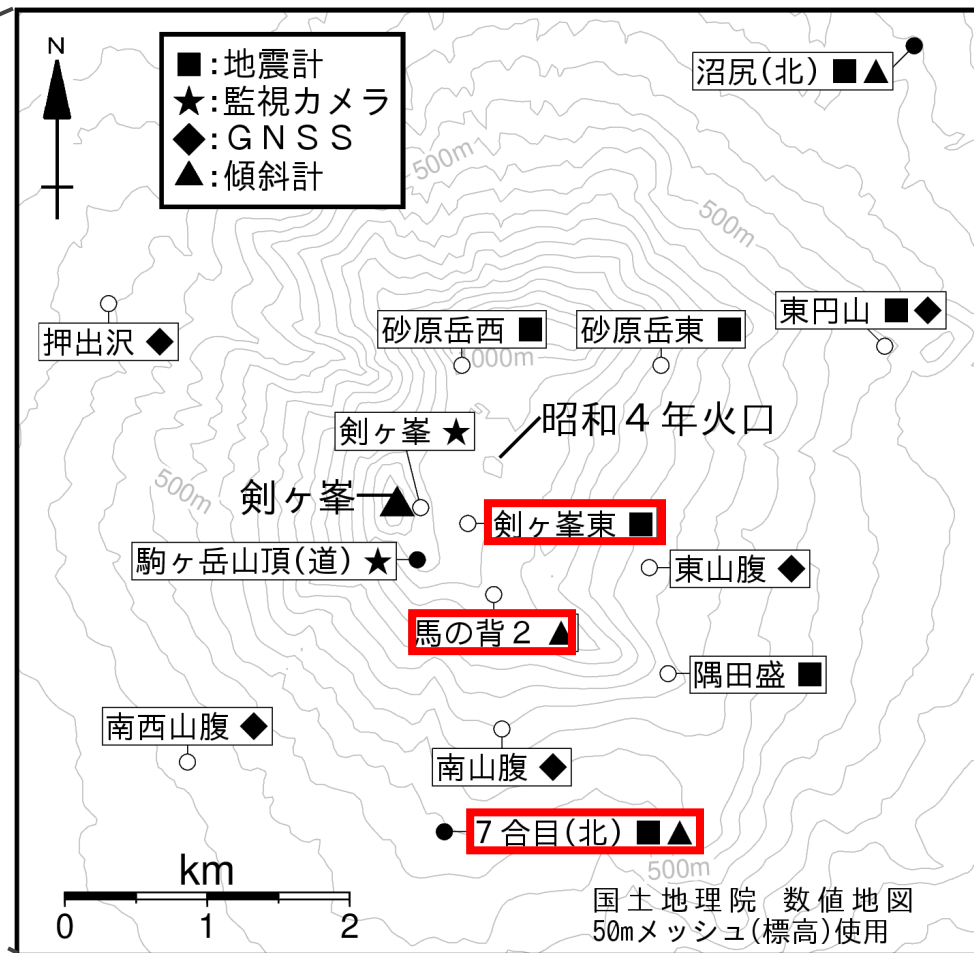
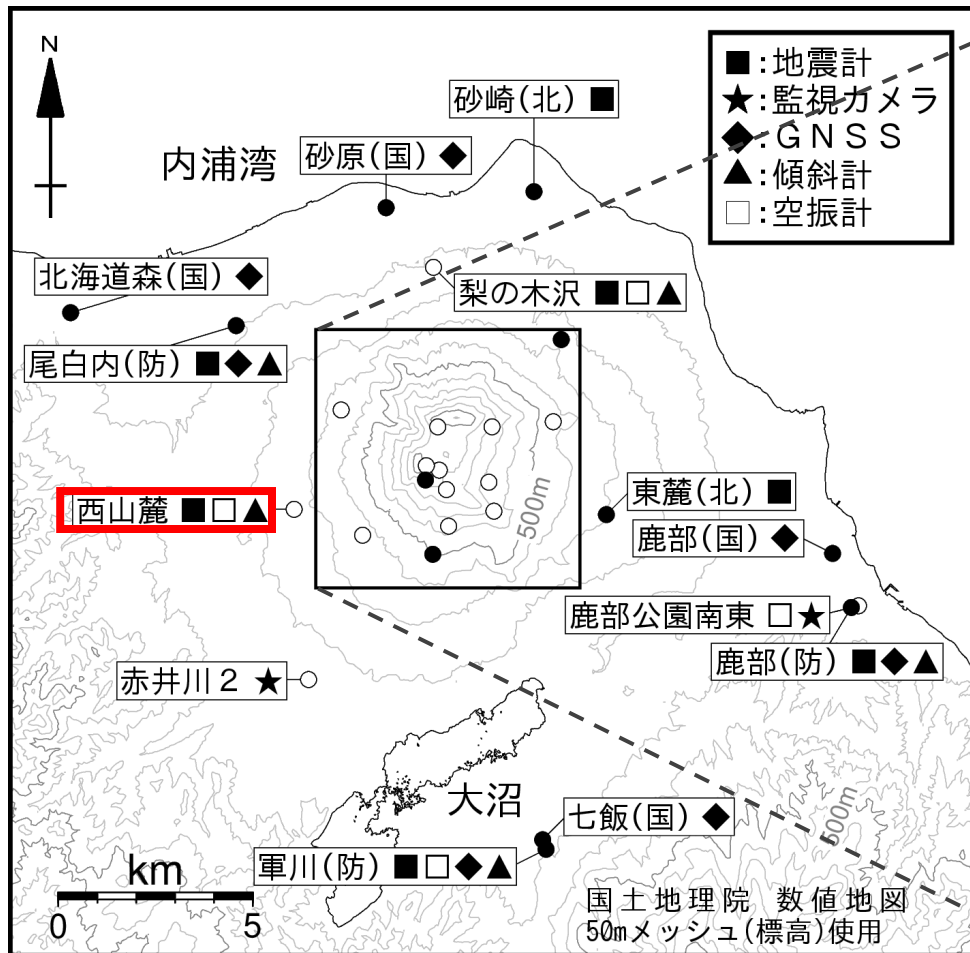
③ 火山性地震の特別回数及び前24時間積算回数（西山麓観測点）



本日(10月2日)0時以降、9月26日頃から継続している山頂火口原方向が上がる傾斜変動がやや加速する中で、主に山頂火口原浅部を震源とする振幅の小さな火山性地震が増加しています。

図 傾斜変動及び火山性地震の発生状況
(2026年9月20日～2026年10月2日07時30分)

北海道駒ヶ岳の観測点配置図



小さな白丸(○)は気象庁、小さな黒丸(●)は他機関の観測点位置を示しています。左図中の四角囲みは右図の表示範囲を示します。
(国):国土地理院、(北):北海道大学、(防):国立研究開発法人防災科学技術研究所、(道):北海道

発表した情報などについて

○発表した情報

- ・ 噴火警報・噴火速報の発表状況

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=volcano>

- ・ 降灰予報

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=ashfall>

- ・ 火山に関する情報の発表状況

<https://www.data.jma.go.jp/vois/data/report/volinfo/volinfo.php>

○情報の解説

- ・ 噴火警戒レベルの判定基準

https://www.data.jma.go.jp/vois/data/filing/level_kijunn/keikailevelkijunn.html

- ・ 火山別に設定された噴火警戒レベルの解説
(リーフレット)

<https://www.data.jma.go.jp/vois/data/filing/level/keikailevel.html>

- ・ 噴火警報・予報の説明

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kazan/volinfo.html>

- ・ 噴火警戒レベルの説明

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kazan/level_toha/level_toha.html

- ・ 火山に関する情報や資料の解説

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kazan/vol_know.html

○火山災害から身を守るには

- ・ 火山登山者向けの情報提供ページ

https://www.data.jma.go.jp/vois/data/report/activity_info/index.html



- ・ 火山災害から命を守るために

(内閣府 防災情報のページ)

https://www.bousai.go.jp/kazan/eizoshiryo/tozansha_shisetsu.html

- ・ 気象庁防災情報X(旧Twitter)

https://x.com/JMA_bousai



北海道駒ヶ岳噴火警戒レベル判定基準

令和3年3月26日現在

レベル	当該レベルへの引上げの基準	当該レベルからの引下げの基準
	【居住地域の広範囲に重大な影響を及ぼす噴火が発生または切迫】 〔大噴火の発生またはその可能性〕（防災対応5－3に対応）※ ・ 有色噴煙が火口上 6,000m を超え、さらに上昇 ・ 火砕流、火砕サージ、融雪型火山泥流が発生し、居住地域を含む山麓まで流下 〈視界不良時〉 ・ 火山性微動の急激な増大や軽石が山麓に降下 〔大噴火の切迫（中噴火の発生）〕（防災対応5－2に対応）※ ・ 有色噴煙が火口上 3,000m を超え、さらに上昇 ・ 火砕流、火砕サージが発生し、山腹から山麓（居住地域を除く）に流下	噴火の勢いが衰え、小噴火が継続的または断続的に発生している状態、または噴火が発生していない状態となった場合、地震活動に加え地殻変動等から火山活動を評価し、衰退過程にあると判断されればレベルを3に引き下げる。
5	【居住地域に重大な影響を及ぼす噴火が切迫（噴火拡大）】（防災対応5－1に対応）※ ○ 小噴火が 10 分以上継続、または小噴火が断続的に発生する中、以下のいずれかの現象を観測 ・ 地震の規模の増大や回数の増加 ・ 火山性微動の振幅が増大 ・ マグマの上昇によると考えられる地殻変動	
4	【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】 ・ 小噴火が 10 分以上継続、または小噴火が断続的に発生	規模の大きな噴火に至らず小噴火の発生がなくなった場合、早い段階で火山活動状況を評価して活発化の兆候がなければレベルを3に引き下げる。
3	【大きな噴石が火口から概ね 4 km 以内に飛散する噴火（小噴火）が発生】 次のいずれかが観測された場合 ・ 大きな噴石が火口から概ね 4 km 以内に飛散 ・ 有色噴煙 〈視界不良時〉 ・ 空振を伴う火山性微動または火山性地震の発生 【大きな噴石が火口から概ね 4 km 以内に飛散する噴火（小噴火）の可能性】 ・ レベル2の地震を上回る規模の増大や回数の増加 〈視界不良時〉 ・ 継続時間5分以上の火山性微動が発生	噴火の発生がなくなり、地震活動が低調な状態が1ヶ月程度継続し、その間に火山性微動がなく熱活動の活発化がみられない場合には、噴火活動が終息したとしてレベル1に引き下げる。ただし、噴火の発生がなくなり1ヶ月程度経過しても地震活動や熱活動が噴火活動以前の状態に戻っていない場合は、火山活動を評価した上でレベル2に引き下げる。
2	【異常現象観測】 次のいずれかが観測された場合 ・ 火山性微動が発生（西山麓観測点で継続時間2分以上） ・ 火山性地震の増加（任意の24時間で西山麓観測点で5回以上かつ山頂点（剣ヶ峯東観測点）で100回以上） ・ 噴気量増加等の熱活動の活発化	噴火の発生がなく、左記の条件を満たさなくなった状態が1ヶ月程度継続した場合、レベル1に引き下げる。ただし、その後さらに1ヶ月程度のうちに火山活動が再び上昇に転じたと判断した場合は、左記の条件に達していなくてもレベル2に戻す。

※表中の防災対応5－1～3は北海道駒ヶ岳火山避難計画（北海道駒ヶ岳火山防災協議会作成）で規定

- ・ これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合は、それらを加味してレベルを判断することもある。
- ・ 火山活動の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない（レベルが下がるときも同様）。
- ・ レベルの引上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があるとは判断した場合、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現状、レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。
- ・ 以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。